

書くことの位相

——宣命書き資料の再検討として——

乾 善彦
(いねい・よしひこ)

はじめに

近年、藤原京や飛鳥池遺跡、徳島観音寺遺跡などから七世紀の注目すべき木簡が報告されている。これによつて、われわれは新たな知見を得ると同時に、今まで知られていた資料についても再検討の必要に迫られることになった。ここでは、古代の表記史、特に宣命書きから漢字仮名交じりへの展開に関わつて、新たに発見された資料に触発されるかたちで、既に知られていた資料について、位相という観点からの再検討をこころみたい。

一、「なにはづ」木簡と資料の位相

徳島観音寺遺跡で発見された木簡の中に「なにはづ」の歌が仮名書きされたものがある。

・奈尔波ツ尔作久矢己乃波奈

これについては犬飼隆「観音寺遺跡出土和歌木簡の史的位置」(国語と国文学76-5)にさまざまな角度からの考察がある。「なにはづ」の歌は古今集仮名序に登場する、有

名な手習いの歌である。以前から、法隆寺五重塔落書と平城京木簡といった奈良時代の遺品が知られていたが、七世紀後半にまでさかのぼつて、仮名序の記述が裏付けられたことになる。氏の論考は、個々の仮名の検討からはじまって、歌を書くことの表記史的位置付けへと話がおよぶ。そこに「日常・ふだんの」文字使いを見るのである。

この木簡が発見された徳島観音寺遺跡は国府の跡といふことで、書いたのは中央からの官人ということも考えられなくはないが、むしろ地方行政に携わる下級官人とみるのが妥当であろう。同時に出土した習書木簡とあわせて、當時の地方官人たち、比較的身分の低い層の人々の文字生活のようすが知られる。地方官人たちは漢籍や日常文書(漢文、いわゆる変体漢文など)の書き方だけでなく、当然、仮名も習得していたということになる。万葉集における仮名書きは時代が下るという説があるが、七世紀には歌が下級官人層において仮名書きされたことを物語るとみてよからう。ただし、それが万葉集などの歌の仮名書きに直接つ

ながるものでもない。位相あるいは書記する場が異なることを考慮しなくてはならない。犬飼氏が強調されるように、それが「日常・ふだんの」文字使いであることが重要である。

二、正倉院文書と位相

文書に残されるると木簡に残されるのとでは、おのずと位相あるいは書記する場が異なるが、文書世界内にあっても、それぞれの書かれた状況には十分注意しなければならない。正倉院文書の中に、「他田日奉部直神護解」という、文章全体が宣命書きで書かれた文書がある（以下、小字を^{ヘン}で示し、改行がある場合には／で示す。また、訓読は紙数の都合で略す。）

謹解 申請海上郡大領司仕奉事

中宮舍人左京七条人從八位下海上國造他田日奉
部直神護〈我〉下總國海上郡大領司〈尔〉仕奉
〈止〉申故〈波〉神護〈我〉祖父小乙下忍難波 朝庭
少領司〈尔〉仕奉〈支〉父追広肆宮麻呂飛鳥
朝庭少領司〈尔〉仕奉〈支〉又外正八位上給〈弓〉藤
原朝庭〈尔〉大領司〈尔〉仕奉〈支〉兄外從六位下勲
十二等国足奈良・朝庭大領司〈尔〉仕奉〈支〉神
護〈我〉仕奉狀故兵部卿從三位藤原卿位分資
人始養老二年至神龜五年十一年中宮舍人
始天平元年至今廿年 合卅一歲是以祖父

「代筆を頼まれるとか、手本を書かされるとかした際の下書きか何かが残つたものではないか」（内藤乾吉『正倉院文書の書道史的研究』）とされるように、書体から見て單なる草稿や下書きなどではなく、手本の可能性もあるくらい、限りなく淨書に近い形に書かれたものである（拙稿②）。写経所の別当であつた安都雄足の手とするのが有力であり、とすると、神護のような地方の下級官人たちは、一方で手習いをし日常文書を作成しながらも、一方では正式な文書には異なる書き方を必要としたということであろうか。

宣命書きが文章全体に及ぶのは、他の宣命書きを含む文書が部分的に宣命書きを含むのとは大きく異なり、かえつて宣命の写し二通（正集44、古文書4-25、南京遺文19・続修1、古文書4-28、南京遺文21）に近い。しかしながら、書かれた様態からみれば宣命の写し二通は、他の宣命書きを含む文書に近いものがある（拙稿①）。ここに、その資料の性格とそれが書かれた場あるいは位相を考えることとの重要性が再認識される。新たに発見された資料の検討と同時に、從来から知られていた資料の再検討の必要性を感じるのである。

父兄〈良我〉仕奉〈祁留〉次〈尔〉在故〈尔〉海上郡大領司〈尔〉仕奉〈止〉申
（正集44、大日本古文書3-150、南京遺文7）

二、宣命書きが小書きである」と

飛鳥池遺跡から出土した宣命書き木簡がある。

- ・世牟止言而

□本へ止 飛鳥寺

一行目には「世牟止」の仮名書きが「言而」と同じ大きさに書かれる、宣命大書体などといわれる漢字仮名交じりの書き方があり、二行目には仮名の「止」が小さく宣命書きされている。小谷博泰『木簡と宣命の国語学的研究』に代表されるよう、宣命大書体から宣命小書体（小書きは一行）、さらに小字双行の宣命小書体へといった、史的な展開については、多少柔軟に考える必要が生じる。それぞれの書き方が、発生した順序はともかく、場面に応じて共存しうるものであることが確認できよう。

たしかに、いわゆる宣命大書体は藤原宮木簡に例数が多く、借音仮名を小さく書く宣命書きは、まとまつた量としては遅れるようである。ただ、文字の大きさだけに注目するならば、漢字使用の早い段階で文字の大きさは意識されたようである。同じく飛鳥池遺跡から出土した音義木簡もそのひとつ。

- ・熊_汗/吾_ノ罷彼_下匝_ナ/布_レ……

音義木簡は、北大津遺跡のもの（近江朝時代）が知られ、宣命書きの起源とかかわらせる論考もみえる。観音寺遺跡からも「_{ヘ小司}椿_{ツ婆木}」といつたものが出土し

ている。

また、藤原宮から出土する付け札木簡などには文字の大きさを違えてわかりやすくする工夫が隨所に見える。

海評佐々里_{ヘ新野里}/軍布_{ヘ阿田矢}/軍布_ヘ

次評_{ヘ新野里}/軍布_ヘ

庚子年四月_{ヘ若佐國小丹生評}/木ツ里秦人申二斗_ヘ
ここでは、里名が大きく書かれたり小さく書かれたり、場合によつてさまざまであるが、大字の行と小字の行が組み合わさつて内容が理解しやすくなっている。しかも同じ溝からは、まったく小書きにしないものも見つかっており、小書きの方法が選択的（オプショナル）なことを示している。

□於市_ヘ遣糸九斤_ヘ蝮王_ヘ猪使門_ヘ

出雲評支豆支里大贊煮魚_ヘ須々支_ヘ

前者は、糸を運び出す時に通過する門の名を小書きしたもの、後者は、献上された煮魚の魚名を小書きしたもの。両者とも、いわば注記にあたり、その点では音義木簡と通じるところがある。特に後者は和名を仮名書きしており、音義木簡に近い。このようなさまざまな小字の用法の一つとして宣命書きを考えることもできよう。ならばその起源は比較的早い時点で可能であつたことになる（拙稿①）。むしろ、それぞれの書き様の採用される場の問題として、文字の大きさを解釈することが重要なのである。

四、日常文書の作成

飛鳥池遺跡からは、まだまだあらたな木簡が報告される
ようであるが、木簡という資料は、基本的に文書資料とは
使われる場、条件が異なる。したがって、それを並べて文
字使用の歴史を考えることには慎重を要する。一般的に木
簡はメモ的なものが多く、文書は文章が整っている傾向に
ある。そんな中で次の資料は、文書様式とかかわって文書
作成の過程がわかり注意される。

・装潢小治田人公申云「久」六万張之内「紙」打廿三部

此之斬未充仍後之二万張内紙十八部

治田石万呂之所割寄已訖此者久米

家足之所繼者小治田人君

天平感宝元年七月三日常世馬人

(正集44、大日本古文書3-26、南京遺文8)

*「久」は宣命書き、「紙」は補入

・装潢小治田人公申云「久」六万張之内紙打廿三部

此之斬不充仍後之「紙矣割依」而在「此者久米/家足
之所繼」

二万張内紙十八部治田石万呂「之」所□

割寄已訖「此者久米家足/之所繼」也訖此者久米家
足之
所繼者

(続々修27-4、大日本古文書24-610、南京遺文拾遺1)

*「久」は宣命書き、「而」、「之」は補入、「紙矣割依」「而」
在「此者久米/家足之所繼」、「此者久米家足/之所繼」
は抹消された部分、「此者久米/家足之所繼」、「此者久
米家足/之所繼」也は割り書きされた部分

後者は前者の草稿である。両者を比べると、草稿の方には、推敲され書き継がれた跡がうかがえ、書き直しながら文章が続けられていったものと思われる。「此者久米家足之所繼」などは、最初の位置に割り書きしようとして一度消して次のところに書き、また消して最終的には大きく書かれている。したがって、一度に最後まで書かれてから手直しされたものではなく、考えながら書いていったそのものなのである。その過程で、「未充」と「不充」、「割寄」と「割依」といった用字の違いも認められるが、なによりも注意されるのは、草稿の方の二行目の「紙矣割依」「而」在「而」は補筆、宣命書きではない)である。「紙を割り依せてあり(依せたり)」とよむと思われるが、とすると

前者の決定稿に比べ和文的な要素が強く感じられる。「矣(を)」や「在(あり)」の使用は古事記や人麻呂歌集略体歌に通じるものである。つまり、このような和文的な書き方が、文章を整える過程で、より文書としての定型に近い形に整えられたものとおぼしい(拙稿①)。宣命書きの「申云「久」」はそのまま残り、結果的にこれが小治田人公のいつたものであることを際立たせる(マークする)役割を果たしているが(拙稿③)、それでもこの文書が基本的

にはいわゆる変体漢文であることには変わりない。意識としては、より和文的なものから漢文的なものへと整えられていくのが、いわゆる変体漢文の実態なのではなかろうか。

五、日常文体としての擬似漢文

ところで、変体漢文という用語については、その多義性やあいまい性、あるいは日本語文との関係において、すこぶる評判が悪いにもかかわらず、一方で便利な用語としてその使用は絶えることがない。変体漢文という用語の指示する範囲は、人によつても異なるが、和臭の漢文から和文の訓字表記されたものまでわめて広く、そこに大きな問題を抱えていることは事実である。しかしながら、それらを連続面としてとらえるならば、古代において漢字でもつてことばを繋ぎ止めようとするとき、枠組みとしての「漢文」から逃れることはできなかつたと考えてよいのではないか。書くこととはつまり漢文を書くことであつた。そこにさまざまの様相の差はある。比較的正格の、つまり中国古典文に近い格の漢文もあれば、むしろ日本語文そのままの漢文もある。しかしながらいざれにせよ枠組みとしての「漢文（中国語で読めなくとも中國語文）」なのであり、日本語の「かたち」をそのまま写す「仮名書き」に対立する。だから、和文的な要素は、文章が練られるにしたがつてより「漢文的」になつてゆく。書くこととは漢文に似せ

ることなのであり、その点では、書く行為を重視して「擬似漢文」とでも呼ぶほうが妥当かもしれない。そんな中に日本語の「かたち」がそのまま含まれるのは、いわば異質な部分の混入なのであり、他の部分とは区別する工夫がなされるであろう。ひとつには、それらが借音仮名でつづられるということである。初期の仮名書きが、借音仮名主体の中に簡単な借訓仮名を含むのに對して、そしてそれはある位相においては仮名書きというのは常にそうであるのに對して、異なる位相においては（たとえば古事記のようない）仮名書きには借音仮名が専用となり、いわゆる音訓交用（つまりは音と訓との識別）が意識されてくる。これは、まさに漢文体の中に異質なものを含めるための工夫のひとつとして理解されよう（これには固有名詞の仮名書きからの連続を考えねばならないが、今はふれる余裕がない）。宣命書きが基本的に借音仮名であるのも同様である。宣命書きが本来小書き双行であるのも、そんな工夫のひとつであり、漢文における注の記載方法を考えるならば、やはり、枠組みとしての「漢文」から抜け出たものではないのである。

六、漢字仮名交じり文への道程

時代はさらに下るが『東大寺諷誦文稿』にみえる片仮名宣命書きも、小書きのあり方が特徴的であり、まったく位相を異にするけれど、やはり当時の文章製作の過程がわか

り貴重である。この資料は、最古の片仮名交じり文としてつとに注目されてきたが、また、自分の書いた国語文の上にラコト点が記入されたり、自分で書きながら漢字の訓読を示したりという「奇現象」が認められ、また、草稿もしくは覚書のようなものとして添削・推敲のあとが随所に見られるなど、特異な資料である（中田祝夫『東大寺諷誦文稿の国語学的研究』）。春日政治『古訓点の研究』が、漢字仮名交じり文の発生を考える上で注目したその片仮名宣命書きのあり方も、文章の書かれる過程の観点を考えると、漢字仮名交じり文への道程がうかがえる資料として、改めて注意されるのである。たとえば、短い文章を引用すれば、次のようなものである。（—）は傍書、（へ）は宣命書き）
渡（リ）海踰（コユ）
往（ヨモ）山坂之國（ル毛）
有（ヘ之）有
「レハ」往（ヨモ）相見談（カタラヒツ）（六六行）
※海を渡り山坂を踰ゆる國にも有りし有れば、相見談ら
ひつ。

まず「渡海踰」が書かれ「コユル」の活用語尾「ル」が宣命書きで書かれ「山坂」へと続く。その後に「渡り」の「リ」と「踰」のヨミである「コユ」が書き加えられたものとおぼしい。本資料における宣命書きは、「有（之）有（レハ）往（ヨモ）」のように活用語尾や助詞を表記するもの（他に「生（ヘトシ）生（ヘヌル）世（ヘル）中（ヘル）人（ヘハ）世（ヘス）」のうちに生きとし生きぬる人は）（六〇行）のような例がある）ものもあるが、また、「相見談（カタラヒツ）」（他に「何

而（イカニシテカ）備（ソナヘ）儲（ヨ）如法之（大御）供養（イカニシテカ）にしてか如法の大御供養を儲けて（二九行）の「何而（イカニシテカ）」や「備（ソナヘ）」のような例）のよう、漢字の読みをそのまま宣命書きするものもある。さらに、先にあげたような傍書で読みや助詞が記される場合もある。これらは、本行である漢字部分は基本的にはやはり擬似漢文であり、ある所では訓みを示しながら、ある所では訓みを追加しながら書き進められている。背景には漢文訓読に習熟したものの手が予想されるのではあるが、先に見た文章形成の跡と同様な成立過程が考えられよう。漢字の傍訓としてその訓みが記入されるのは訓点記入そのものの姿であるが、本行と訓とが文章を作る段階から、訓みがその位置を占めて書き記されるのは、たとえば、続日本紀宣命中の「不蒙（ヘ自）不給（奴）」（四五詔）のような例に近い。万葉集中に具書とよばれる「所傀由」（①六六）、「雖干跡」（⑦一七八）、さらに、「來許武」（⑯三八二四）なども、これに通じる。漢文的本行と注記的表音仮名とが同一線上にあらわれる。これが漢字仮名交じりの実体である。

「なにはづ」木簡に認められるように日本語の全文仮名書きは、比較的早い時期に成立が可能な状態にあつた。飛鳥池遺跡からは借訓仮名を多用する「止求止佐田日手」のようなものも出土しており、八世紀にまで下れば、「玉尔有波手尔麻伎母知而」「津玖余々美」のように訓字や借訓

仮名を交える仮名書きの歌らしきものが多数見られる。正倉院仮名文書二通にも「田」や「日」の訓字が認められるが、その特異さも、位相の問題に帰すことができよう。しかしながら、詳述するいとまがないが、そこからは漢字仮名交じりは成立しえない。基本的な文体としての「漢文」化、つまり擬似漢文と日本語部分の注記とから、漢字仮名交じりは成立するのである。

おわりに

語り残したことは多い。万葉集などに見られる歌の表記も、以上の漢字仮名交じりの方法の展開の中に位置付けることができようが、歌を書くことの位相を十分に考えねばならない。また、仮名書きから漢字仮名交じりへの道筋、漢字仮名交じりのひとつの方としての宣命書きなども、別のルートで考える必要がある。歌を書くことの展開として今後の課題としておく。ただし、同時にそれらを統合したかたちで日本語を書くことの歴史は語られるものと思量する。

今後ますます発掘資料が増えてきて、新たな知見をわれわれに与えてくれるだろう。それにしたがって、資料の位相に注意しながら既知の資料を再検討し、その資料性の新たな位置付けをこころがけねばならない。

(注) 本稿第二節から第四節の内容は、すでに拙稿で述べたことと重なることをおことわりしておく。参考文献等、そ

ちらを参照願いたい。①「宣命書きの成立をめぐって」『大阪市立大学文学部創立五十周年記念 国語国文学論集』(一九九九、和泉書院)、②「他田日奉部直神護解をめぐつて」(国立国語研究所報告、近刊)、③「宣命書きの機能」(未刊、掲載誌未定) — 大阪女子大学教授 —